

宅地建物取引主任者関係の手引き

目次

宅地建物取引主任者登録申請	…2頁
1. 主任者新規登録申請について	…2頁
1) 登録申請の要件	…2頁
2) 試験合格から主任者証交付までの流れ	…2頁
2. 試験合格から1年以内に登録申請される方	…3頁
3. 試験合格から1年を超えた方の申請について	…4頁
1) 登録申請に必要な書類	…4頁
2) 主任者証交付申請に必要な書類	…4頁
4. 登録申請書作成について（記入例・注意事項等）	…5頁
1) 宅地建物取引主任者登録申請書	…5頁
2) 実務経験証明書	…7頁
宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請	…8頁
1. 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請について	…8頁
1) 変更登録申請全般にかかる注意事項	…8頁
2) 郵送による手続きにかかる注意事項	…8頁
2. 変更登録申請に必要な書類	…8頁
3. 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書作成について（記入例等）	…9頁
1) 変更登録申請書	…9頁
2) 書換え交付申請書	…11頁
宅地建物取引主任者登録移転申請	…12頁
1. 登録移転申請について	…12頁
1) 登録移転申請の必要性	…12頁
2) 登録移転申請の要件	…12頁
2. 登録移転申請に必要な書類	…12頁
3. 登録移転申請書作成について（記入例等）	…13頁
再交付・法定講習・他県受講について	…15頁
1. 再交付申請について	…15頁
1) 主任者証の有効期間が満了してしまった方	…15頁
2) 有効期間内の主任者証の亡失等により再交付を希望する方	…15頁
2. 法定講習について	…15頁
1) 法定講習とは	…15頁
2) 法定講習にかかる注意事項	…15頁
3) 法定講習の受講申込み	…15頁
3. 他の都道府県での法定講習受講申請について	…16頁
1) 他県受講申請とは	…16頁
2) 他県受講申請の流れと必要な書類	…16頁
宅地建物取引主任者死亡等届出	…17頁
1. 死亡等届出について	…17頁
1) 届出事由	…17頁
2) 届出期間・届出先	…17頁
2. 死亡等届出に必要な書類	…17頁
3. 死亡等届出書作成について（記入例等）	…17頁
※ 「埼玉県の市区町村コード」「東京都の市区町村コード」 「免許権者・登録権者コード」の一覧	…19頁
宅地建物取引主任者関係における電子申請（ID/PW方式）の対応	…20頁

埼玉県都市整備部建築安全課宅建業免許担当（平成25年9月改訂）

宅地建物取引主任者登録申請

1. 主任者新規登録申請について

1) 登録申請の要件

主任者の登録にあたっては、以下①～③の**全てを満たすことが必要**です。

- ① **埼玉県が実施した**宅地建物取引主任者資格試験に合格した方であること
- ② 次のいずれかに該当すること
 - ・ 宅地又は建物の取引に関し、**2年以上の実務を経験していること**
 - ・ 登録実務講習実施機関が実施する**登録実務講習を修了していること**
 - ・ 国、地方公共団体、国又は地方公共団体の出資により設立された法人において、**宅地又は建物の取得又は処分の業務に2年以上従事していること**
- ③ 宅地建物取引業法第18条第1項各号の欠格要件に該当しないこと
 <欠格要件>

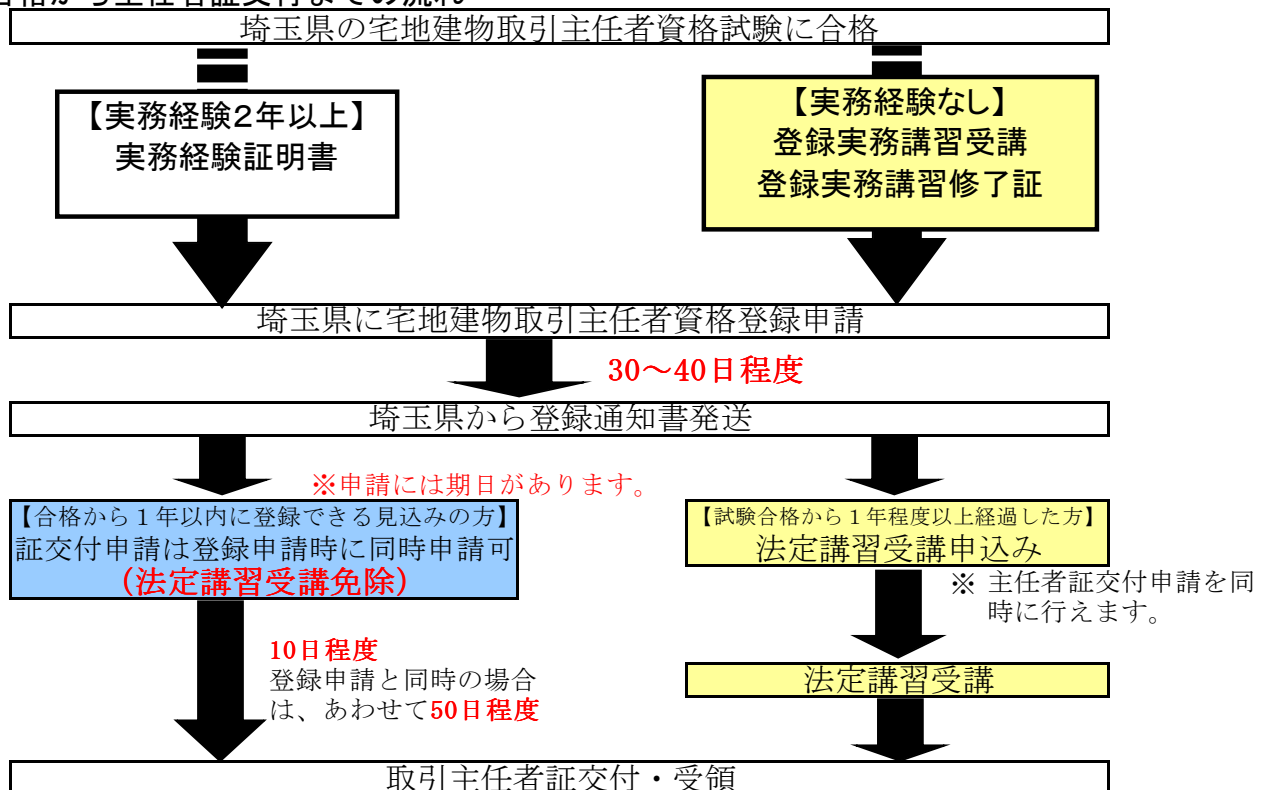
主たる欠格事由	根拠条項 業法第18条第1項
未成年者(宅建業の営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない者)	第1号
成年被後見人、被保佐人	第2号
破産者で復権を得ない者	第3号
禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	第5号
宅地建物取引業法違反等により罰金の刑に処せられた者(注:参照)	第5号の2
宅建業法の違反等により、以下の条項によって処分を受けた場合に、5年間登録できないことがあります。 ・第66条第1項第8号、第9号 ・第68条の2第1項第2号、第3号、第4号 ・第68条の2第2項第2号、第3号 ・第68条第2項、第4項	第4号 第4号の2 第4号の3 第6号 第7号 第8号

▼注: 宅地建物取引業法違反等により罰金の刑に処せられた者について

《宅建業法第18条第5項の2より抜粋》

宅地建物取引業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

2) 試験合格から主任者証交付までの流れ



2. 試験合格から1年以内に登録申請される方

- 試験合格から 1年以内に申請を経て登録まで完了できる見込みの方については、登録申請と主任者証交付申請を同時に受付します。（注：電子申請では同時申請は行えません。）
同時申請のできる期日については、建築安全課ホームページをご覧ください。
- 登録申請と主任者証交付申請を同時に行う場合、申請から概ね50日程度で主任者証を交付します。
- 主任者証交付は窓口で本人確認をしたうえでを行います。（顔写真のある運転免許証等が必要です。）
- また、提出する際に 氏名が試験合格時と異なる場合には、以下の書類に加えて戸籍抄本（変更前の氏名と変更後の氏名の繋がりを公的に証するもの）も必要ですのでご注意ください。

No.	必要な書類	部数	備考
●登録申請に必要な書類			
1	宅地建物取引主任者登録申請書（様式第五号）	1部	HP届出様式集B-1（顔写真と証紙を貼付）
2	誓約書（様式第六号）	1部	HP届出様式集B-2
3	身分証明書（注：外国籍の方は不要）	1部	請求先：本籍地の市区町村役場 以下の通知を受けていないことが証明されているもの ①禁治産又は準禁治産の宣告の通知 ②後見の登記の通知 ③破産宣告の通知
4	登記されていないことの証明書	1部	請求先：全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課（郵送受付は東京法務局のみ） 成年被後見人・被保佐人とする記録が無いことが証明されているもの
5	住民票抄本	1部	請求先：住所地の市区町村役場
6	合格証書	—	申請時に原本を提示してください。
7	顔写真（家庭用ポラロイド写真不可）	1枚	申請前6ヶ月以内に撮影した無帽・正面上半身無背景のカラー写真、縦3cm×横2.4cm（申請書に貼付してください。） ※主任者証交付申請と合わせ、写真は全部で3枚（同一のもの）が必要です。
8	埼玉県収入証紙 37,000円	—	県庁第二庁舎地下一階売店、宅建協会等でお買い求めいただけます。（申請書に貼付）
9	登録資格を証する書面 （右記の書類いずれか）	宅建業の実務経験2年以上の方	実務経験証明書（様式第五号の二） HP届出様式集B-3 ※記入例は7ページ
		登録実務講習を終了された方	登録実務講習修了証（講習修了後に受領） ※原本をいただきます。
		国・地方自治体等で業務経験がある方	業務に従事したことの証明書 （それぞれの機関が発行）
●主任者証交付申請に必要な書類・・・顔写真のある運転免許証等により窓口で本人確認をします。			
1	主任者証交付申請書（様式第七号の二の二）	2部	HP届出様式集B-7（顔写真と証紙を貼付）
2	埼玉県収入証紙 4,500円	—	県庁第二庁舎地下一階売店、宅建協会等でお買い求めいただけます。（申請書に貼付）
3	顔写真（家庭用ポラロイド写真不可）	2枚	1枚は申請書に貼付。登録申請書の顔写真と同様の写真。 ※登録申請と合わせ、写真は全部で3枚（同一のもの）が必要です。

○ その他必要書類にかかる注意事項

注1：No. 3, 4, 5の公的証明書は、発行日から3ヶ月以内のものをご用意ください。

注2：未成年の方（婚姻した方を除く）の登録には、親権者による営業に関する許可が必要ですので「営業許可証明書」（埼玉県_様式第3号、HP届出様式集B-10）をご提出ください。

【登録申請先】

（公社）埼玉県宅地建物取引業協会

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 TEL 048-811-1830

（公社）全日本不動産協会 埼玉県本部

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-4 TEL 048-866-5225

※ 遠隔地（関東以外）にお住まいの方で郵送による申請を希望する方は、上記必要書類の他に運転免許証の写しと合格証書の写しも同封してください。また、証紙の代わりに定額小為替又は現金書留でも受け付けています。詳しくは、建築安全課にお問い合わせください。

3. 試験合格から1年を超えた方の申請について

主任者証の交付を受けるには、登録完了後に**法定講習を受講**する必要があります。

1) 登録申請に必要な書類

■ 提出する際に**氏名が試験合格時と異なる場合には、以下の書類に加えて戸籍抄本（変更前の氏名と変更後の氏名の繋がりを公的に証するもの）も必要**ですのでご注意ください。

No.	必要な書類	部数	備考
1	宅地建物取引主任者登録申請書	1部	HP届出様式集B-1（顔写真と証紙を貼付）
2	誓約書	1部	HP届出様式集B-2
3	身分証明書（注：外国籍の方は不要）	1部	請求先：本籍地の市区町村役場 以下の 通知を受けていないことが証明 されているもの ①禁治産又は準禁治産の宣告の通知 ②後見の登記の通知 ③破産宣告の通知
4	登記されていないことの証明書	1部	請求先：全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課（郵送受付は東京法務局のみ） 成年被後見人・被保佐人とする記録が無い ことが証明されているもの
5	住民票抄本	1部	請求先：住所地の市区町村役場
6	合格証書	—	申請時に 原本 を提示してください。
7	顔写真（家庭用ポラロイド写真不可）	1枚	申請前6ヶ月以内に撮影した無帽・正面上半身無背景のカラー写真、縦3cm×横2.4cm（申請書に貼付してください。）
8	埼玉県収入証紙 37,000円	—	県庁第二庁舎地下一階売店、宅建協会等でお買い求めいただけます。（申請書に貼付）
9	登録資格を証する書面 （右記の書類いずれか）	宅建業の実務経験2年以上の方	実務経験証明書（様式第五号の二） ※後日お電話にて内容の確認を行います。 HP届出様式集B-3 ※記入例は7ページ
		登録実務講習を終了された方	登録実務講習修了証（ 講習修了後に受領 ） ※原本をいただきます。
		国・地方自治体等で業務経験がある方	業務に従事したことの証明書 （それぞれの機関が発行）

○ その他必要書類にかかる注意事項

注1：No. 3, 4, 5の公的証明書は、発行日から3ヶ月以内のものをご用意ください。

注2：未成年の方（婚姻した方を除く）の登録には、親権者による営業に関する許可が必要ですので「営業許可証明書」（埼玉県_様式第3号、HP届出様式集B-10）をご提出ください。

【登録申請先】

（公社）埼玉県宅地建物取引業協会

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 TEL 048-811-1830

（公社）全日本不動産協会 埼玉県本部

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-4 TEL 048-866-5225

※ 遠隔地（**関東以外**）にお住まいの方で郵送による申請を希望する方は、上記必要書類の他に**運転免許証の写しと合格証書の写し**も同封してください。また、証紙の代わりに**定額小為替**又は**現金書留**でも受け付けています。詳しくは、建築安全課にお問い合わせください。

2) 主任者証交付申請に必要な書類

■ 申請先は登録申請と同じです。

主任者証交付申請と法定講習受講申込を同時に行えます。

法定講習受講申込に必要な書類等については、講習実施団体に直接お問い合わせください。

1	取引主任者証交付申請書	2部（HP届出様式集B-7）
2	登録通知書	登録申請後、埼玉県から郵送されたもの
3	15,500円	内訳：法定講習受講料11,000円 交付申請手数料4,500円（埼玉県証紙）
4	顔写真	3枚 （登録申請書の顔写真と同様の写真）

4. 登録申請書作成について（記入例・注意事項等）

1) 宅地建物取引主任者登録申請書

① 申請者欄

- 受付番号、受付年月日欄は記入不要です。
- 必ず押印してください。（認め印可。）ただし、**電子申請の場合には押印が不要**です。
- なお、試験合格後に氏名の変更があった場合は**変更後の名前を記入**してください。
戸籍抄本も別途必要になります。

様式第五号（第十四条の三関係）

登 録 申 請 書

（第一面）

顔写真貼付

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

申請日を記入してください。

平成15年 7月12日

埼玉県知事 殿

郵便番号（ 330 - 9301 ）

申請者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏 名 武蔵野 和子 押印

受付番号

※

記入不要

受付年月日

※

登録番号

11 -

② 申請者に関する事項

- 試験合格後に氏名・住所等変更があった場合は、**変更後のものを記入**してください。
- 氏名、生年月日、本籍は、原則として身分証明書と照合いたします。

元号(明治:M 大正:T 昭和:S 平成:H)を記入してください。

項番	◎申請者に関する事項	姓と名の間は1マス空けて濁点等も1字とし、1マス1字で記入してください。
11	フリガナ	ムサシノカズコ
	氏 名	武蔵野 和子
	生年月日	S-55年05月05日 性別 2 1.男 2.女
	郵便番号	330-9301
	住所市区町村コード	11107 埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂3-15-1
	住 所	高砂3-15-1
	電話 番 号	048-830-5492
	本籍市区町村コード	11107 埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂3丁目15番地
	本 籍	高砂3丁目15番地

■ 住所欄・本籍欄の記入について

- 【住所欄の記入：埼玉県川口市〇〇1丁目1番1号の場合】
住所市区町村コードの右隣に「埼玉県 川口市（区町村欄は空欄）」を記入し、所在地欄に1マス1字で「〇〇1-1-1」と左詰めで記入します。なお、大字は省略して、丁目、番地は「-（ハイフン）」で区切ってください。
- 【本籍欄の記入：埼玉県戸田市〇〇一丁目一番地の場合】
本籍市区町村コードの右隣に「埼玉県 戸田市（区町村欄は空欄）」を記入し、所在地欄に1マス1字で「〇〇一丁目一番地」と左詰めで戸籍抄本どおりに記入します。
（「-（ハイフン）」で区切らないでください。）

- 住所市区町村コード・本籍市区町村コードについて
市区町村コードについては下記ホームページをご参照ください。なお、ホームページのコードは**6桁の数字**で表示されていますが、記入に際しては**左から5桁の数字**を記入してください。
地方公共団体コード住所一覧 <http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/1,0,14.html>

③ 実務経験に関する事項

- 宅建業の実務経験が2年以上ある方のみ記入が必要です。
- 実務経験証明書と記載内容に齟齬がないか確認してください。
- 宅建業者に勤務していても、経理・総務・不動産管理等は**宅建業の実務経験に該当しません**のでご注意ください。
- 内容について、窓口またはお電話にて確認させていただきます。また別途、従業者名簿や従業者証明書等を提出して頂く場合があります。

免許権者のコードを記入してください。(例 埼玉:11千葉:12東京:13神奈川:14国土交通大臣:00)

元号(昭和:S 平成:H)を記入してください。

◎実務経験に関する事項

12	免許証番号	11	(5)	6	2	3	1	1	5	商号・名称	有限会社サイタマ不動産														
	職務内容	不動産賃貸仲介								期間	H	1	2	0	4	0	1	~	H	1	4	0	3	3	1
	免許証番号	11	(9)	5	6	7	8	9	0	商号・名称	株式会社ウレワノ不動産														
	職務内容	分譲住宅販売								期間	H	1	5	0	4	0	1	~	H	1	6	0	7	1	0
	免許証番号	()								商号・名称	年 月 日														
	職務内容	()								期間	年 月 日 ~ 年 月 日														
合計											0:3 年 0:3 月間														

宅地建物取引業に従事していたことがわかる内容で記入してください。(経理・総務・不動産管理等は実務経験に該当しません。)

合計欄は、30日に満たない日数は切り捨てて「年・月間」に記入してください。

注:「免許証番号」は「実務経験先の免許証番号」、「職務内容」は「実務経験先の職務内容」、「商号・名称」は「商号又は名称」と表記されています。

※実務経験が2年以上ある方は記入不要。

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13 認定コード 認定年月日 年 月 日

④ 国土交通大臣の認定に関する事項

- 登録実務講習修了者のみ記入が必要です。

※実務講習修了者は記入不要。

◎実務経験に関する事項

12	免許証番号	()	商号・名称	
	職務内容		期間	
	免許証番号	()	商号・名称	
	職務内容		期間	
	免許証番号	()	商号・名称	
	職務内容		期間	
合計			年	月間

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13 認定コード 1 認定年月日 H-16 年 06 月 30 日

実務講習修了者は、[1] を記入してください。

実務講習修了証明書に記載されている認定年月日を記入してください。

元号(昭和:S 平成:H)を記入してください。

⑤ 試験に関する事項

- 提示していただく合格証書と記載内容に齟齬がないか確認してください。

◎試験に関する事項

14 合格証書番号 03119999 合格年月日 H-15 年 12 月 03 日

合格証書どおりに記入してください。

元号(昭和:S 平成:H)を記入してください。

⑥ 業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

- 宅地建物取引業者で**宅建業**に従事している方のみ記入が必要です。
- 登録申請関係で連絡する場合もありますので、下の余白部分に日中連絡が取れる電話番号（会社・携帯電話等）を記入してください。

※宅建業に従事していない方は記入不要。

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

15	商号又は名称	株式会社 ウラワノ不動産									
	免許証番号	1	1	(9)	5	6	7	8	9	0	

免許権者のコードを記入してください。(例 埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14 国土交通大臣:00)

注：申請者に登録申請関係で連絡する場合もありますので、余白に日中連絡がとれる電話番号（会社・携帯電話等）を記入してください。

2) 実務経験証明書

- 宅建業の実務経験が2年以上ある方のみ必要です。（登録実務講習修了者は不要です）

様式第五号の二（第十四条の三関係）

実 務 経 験 証 明 書

外国籍の方は通称名を記入してください。

実務経験先及び在職期間		証 明 者	
免許証番号	埼玉県知事（5）623115号	（フリガナ） 被証明者氏名	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子
商号又は名称	有限会社 サイタマ不動産	免許証番号	国土交通大臣 埼玉県知事 （6） 第623115号
職務内容	不動産賃貸仲介	商号又は名称	有限会社 サイタマ不動産
従業者証明書番号	第000417号	代表者氏名	取締役 埼玉 太郎 
在職期間	平成 12年 4月 1日から 平成 14年 3月 31日まで 2年 0月間	免許証番号	国土交通大臣 埼玉県知事 （10） 第567890号
免許証番号	埼玉県知事（9）567890号	商号又は名称	株式会社 ウラワノ不動産
商号又は名称	株式会社 ウラワノ不動産	代表者氏名	代表取締役 高砂 一男 
職務内容	分譲住宅販売	在職期間	平成 15年 4月 1日から 平成 16年 7月 10日まで 1年 3月間
従業者証明書番号	第030438号	代表者氏名	代表者の役職・氏名を記入して会社の代表者印を押印してください。
在職期間	年 月 日まで 年 月間	合計欄は、30日に満たない日数は切り捨てて「年・月間」に記入してください。	
在職期間合計	3年 3月間		

在職中の従業者証明番号を記入してください。

宅地建物取引業に従事していたことがわかる内容で記入してください。
（経理・総務・不動産管理等は宅建業の実務経験に該当しません。）

■ 実務経験とは

免許を受けた宅建業者の下で勤務した経験をいい、顧客への説明、物件の調査等、具体の取引に関するものでなくてはならない。受付、秘書、いわゆる総務、人事、経理、財務等の一般管理部門など、顧客と直接接点がない部門に所属した期間及び、単に補助的な事務に従事した期間については算入しない。

■ 職務内容の記入について

職務内容と認められる例…不動産売買、不動産売買仲介、不動産賃貸仲介など

職務内容と認められない例…不動産賃貸業、駐車場賃貸、不動産管理等

職務内容として不十分な例…営業、受付（接客）、事務、役職名（代表取締役等）など

宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請

1. 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請について

1) 変更登録申請全般にかかる注意事項

- 宅地建物取引主任者の資格登録をしている場合、**氏名、住所、本籍、勤務先**について変更があったときは、登録している都道府県に変更の申請を遅滞なく行わなくてはなりません（宅建業法第20条）。
- 変更の申請は、宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）（正1部・副1部）と変更事項に対応した添付書類が必要になります。

【変更登録申請先】

（公社）埼玉県宅地建物取引業協会

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 TEL 048-811-1830

（公社）全日本不動産協会 埼玉県本部

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-4 TEL 048-866-5225

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048-830-5492

2) 郵送による手続きにかかる注意事項 ※返信用封筒の宛先は登録されている住所地に限ります。

郵送での届出も受け付けています。

郵送に際しては、必要な書類に加え、**返信用封筒**も同封してください。

- **氏名変更・住所変更**で、主任者証の書換え交付申請を伴う場合
→ 郵便窓口から簡易書留で送付し、**切手380円分**を貼付した定型サイズの返信用封筒を同封してください。
- 主任者証の書換え交付申請を伴わない場合
→ 普通郵便で送付し、**切手80円分**を貼付した定型サイズの返信用封筒を同封してください。

2. 変更登録申請に必要な書類

変更事項		必要な書類
1	氏名を変更した場合 現に主任者証の交付を受けている方は書換え交付申請が別途必要です。 受付から約10日後以降に交付します。	(1) 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書…2部 (2) 戸籍抄本…1部 ※発行日から3ヶ月以内のもの
		●主任者証の書換え交付申請に別途必要な書類
		(1) 宅地建物取引主任者証書換え交付申請書…2部 (2) 顔写真1枚 （縦3cm×横2.4cm、無帽・正面・胸から上・背景無地のカラー写真で申請前6か月以内に撮影されたもの） (3) 現に交付を受けている主任者証
2	住所を変更した場合 現に主任者証の交付を受けている方は書換え交付申請が別途必要です。 受付時に裏書きします。	(1) 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書…2部 (2) 住民票…1部 ※ 発行日から3ヶ月以内のもの。区画整理等による住居表示変更の場合は市町村発行の証明書で可です。
		●主任者証の書換え交付申請に別途必要な書類
		(1) 宅地建物取引主任者証書換え交付申請書…1部 (2) 現に交付を受けている主任者証
3	本籍を変更した場合	(1) 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書…2部 (2) 戸籍抄本…1部 ※発行日から3ヶ月以内のもの
4	勤務先の変更した場合	(1) 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書…2部 ※ 他の添付書類は不要です。但し、就退任日については、宅地建物取引業者との認識に齟齬がないようにしてください。

3. 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書作成について（記入例等）

1) 変更登録申請書

※**11**～**14**については、**変更があった事項のみを記入してください。**

① 申請者欄

■ **電子申請の場合、押印は不要です。**

様式第七号(第十四条の七関係)

宅地建物取引主任者資格登録簿 変 更 登 録 申 請 書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

埼玉県知事 殿

申請者 氏 名 **埼玉 和子** 押印

生年月日 **S55 年 5 月 5 日**

申請日を記入

氏名に変更があった場合は**変更後の氏名**を記入してください。

受付番号 ※

受付年月日 ※

申請時の登録番号 **11-119254**

記入不要

必ず記入
主任者証の中段に記載されています。

② 氏名の変更があった場合

■ **変更年月日**は、戸籍の抄本に記載されている**事由発生の日**を記入してください。

■ **氏名の変更**は**主任者証書換え交付申請が別途必要**です。新しい主任者証の受領には、書換え交付申請後**10日程度**かかります。

◎申請者に関する事項

項番 **11**

(氏 名)

元号(平成:H 昭和:S)を記入してください。

変更年月日 **H-16 年 07 月 07 日**

変更後 フリガナ **サイタマ カズコ**

氏 名 **埼玉 和子**

変更前 フリガナ **ムサシノ カズコ**

氏 名 **武蔵野 和子**

変更年月日は**事由発生の日**を記入してください。

姓と名の間は1マス空けてください。濁点等も1字とし、**1マス1字**の記入してください。

③ 住所の変更があった場合

■ **変更年月日**は、住民票抄本に記載されている**移転日（転入日等）**を記入してください。

■ **住所の変更**は**主任者証書換え交付申請が別途必要**です。変更後の住所は、**申請時に主任者証に裏書き**します。

(住 所)

項番 **12**

変更年月日 **H-16 年 07 月 10 日**

郵便番号 **330-9301**

住所市区町村コード **11107 埼玉 都道府県**

さいたま 市 浦和 区 町村

住所 **高砂 3-14-1**

電話番号 **048-830-5492**

町名以下(〇〇1-1-1等)を記入。
注:大字は省略してください。

変更前 住 所 **埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1**

変更年月日は住所を**移転した日**(転入日等)を記入してください。(届出日ではありません。)
また、左端のマスには元号(平成:H 昭和:S)を記入してください。

県・市・区等該当する箇所に「〇」をつけてください。

■ 住所市区町村コード・本籍市区町村コードについて

市区町村コードについては下記ホームページをご参照ください。なお、ホームページのコードは**6桁の数字**で表示されていますが、記入に際しては**左から5桁の数字**を記入してください。

地方公共団体コード住所一覧

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/1,0,14.html>

④ 本籍の変更があった場合

■ 変更年月日は、戸籍の抄本に記載されている**移転日**を記入してください。

(本籍)

13 変更年月日 H-16年07月10日

変更後 本籍市区町村コード 11107 埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂三丁目14番地

変更前 本籍 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番地

変更年月日は本籍を**移転した日**を記入してください。(届出日ではありません。)
また、左端のマスには元号(平成:H 昭和:S)を記入してください。

県・市・区等該当する箇所に「○」をつけてください。

戸籍抄本どおりに、丁目、番地は省略せずに記入してください。

■ 住所市区町村コード・本籍市区町村コードについて

市区町村コードについては下記ホームページをご参照ください。なお、ホームページのコードは**6桁の数字**で表示されていますが、記入に際しては**左から5桁の数字**を記入してください。
地方公共団体コード住所一覧 <http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/1.0.14.html>

⑤ 従事先(お勤め先)の変更があった場合

■ 変更年月日は**入退社日等**を記入してください。

■ 従事先(お勤め先)の変更には、出向等を含みます。どこの会社に在籍しているかによらず、実際に勤務している宅建業者について変更があった際には変更登録申請が必要です。

■ 単にお勤め先を退職した場合や宅地建物取引業者以外の会社に就職した場合などは、**変更後は空欄**にしてください。

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14 変更年月日 H-16年06月21日

変更後 商号又は名称 有限会社 サイタマ不動産

免許証番号 11(5)623115

元号(平成:H 昭和:S)を記入してください。

新たな宅建業者に**従事した日**を記入してください。(入社日、出向日等)

従事する宅建業者の免許証番号を記入してください。また、**左端の2マス**は、免許権者のコードを記入してください。(例 埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14 国土交通大臣:00)

変更前 商号又は名称 株式会社 ウラワノ不動産

免許証番号 ~~国土交通大臣~~ 埼玉県知事 (9) 第 567890 号

変更前の宅建業者で**従事しなくなった日**を記入してください。(退社日、出向日等)

変更前の宅建業者の免許権者と免許番号を記入してください。
なお、国土交通大臣免許業者の場合は、「**国土交通大臣**」を○で囲んでください。
注:国土交通大臣免許でない場合は2重線で消してください。

2) 書換え交付申請書

※ 変更後・変更前の欄には、変更があった事項のみを記入してください。

- 電子申請でWordファイルとして添付していただいた場合には押印が不要になります。ただし、別送書類とともに郵送していただく場合には押印が必要となります。
- 氏名の変更に係る主任者証書換えは、申請受理後、新たな主任者証が出来上がるまで**10日程度**かかります。
- 住所のみの変更に係る主任者証書換えは、申請受理後、申請者が現に有する**主任者証に変更後の住所を裏書き**します。

様式第七号の四(第十四条の十三関係)

宅地建物取引主任者証書換え交付申請書

申請日を記入します。

平成 16 年 7 月 12 日

埼玉県知事殿

主任者証の末尾に記載されています。

申請者 発行番号 第001109999号

郵便番号 (330 - 9301)

住 所 さいたま市浦和区高砂3-14-1

氏 名 埼玉 和子



生年月日 S55 年 5 月 5 日

電話番号 (048) 830 - 5492

変更後の内容で記入してください。



受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

1 1 1 1 9 2 5 4

受講年月日

記入不要です。

主任者証の中段に記載されています。

必ず記入してください。

宅地建物取引主任者証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により宅地建物取引主任者証の書換え交付を申請します。

記入不要です。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交付年月日
(フリガナ) 氏 名	サイタマ カズコ 埼玉 和子	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子	
住 所	さいたま市浦和区 高砂3-14-1	さいたま市浦和区 高砂3-15-1	氏名の変更有る場合は記入不要です。

住所のみの変更の場合は記入します。

変更後の内容を記載してください。

変更前の内容を記載してください。

宅地建物取引主任者登録移転申請

1. 登録移転申請について

1) 登録移転申請の必要性

登録移転とは、現在主任者登録している方が、他の都道府県に登録を移転することです。
主任者証の更新に必要な法定講習は原則として登録している都道府県でしか受けられません(注1)。
登録している都道府県以外の都道府県で宅建業に従事している主任者の方は、登録移転をすることにより移転先の都道府県で法定講習を受講することができます。

注1：埼玉県では、条件を満たせば、法定講習の他県受講を認めています。他県受講の際に必要な手続き等は、16ページ「他の都道府県での法定講習受講申請について」を参照してください。

2) 登録移転申請の要件

登録移転の申請にあたっては、以下①・②の両方を満たすことが必要です。

- ① 既に宅建主任者の登録を受けている。
- ② 移転先の都道府県の宅建業者で、宅建業に現在従事している又は従事しようとしている。

注：宅建業法第68条の規定による事務の禁止の処分を受け、その禁止期間を満了していない方は登録移転できません。

2. 登録移転申請に必要な書類

登録事項（氏名・住所・本籍・勤務先）に変更がある場合は、あらかじめ現在登録している都道府県で変更手続きを行ってください。

※ 転入・転出ともに、必要書類は同じです。

No.	必要な書類	備考
1	登録移転申請書 正・副2部	HP届出様式集B-4
2	顔写真 2枚（同一のもの）	申請前6ヶ月以内に撮影した無帽・正面・上半身・無背景の縦3cm×横2.4cmのカラー写真（登録移転申請書に貼付）
3	移転の理由を証する書面 原本とコピー各1部 (右記のいずれか)	■ 代表者印のある <u>在職証明書</u> （ <u>宅建業に</u> 従事する旨の記載） ■ 代表者の場合は、 <u>宅建業免許証の写し</u> ■ これから宅建業者に就職する場合は、 <u>採用証明書</u> （ <u>宅建業に</u> 従事する旨の記載が必要です。） ■ 免許申請中の業者に勤務する場合（代表者を含む）は、本人を採用する旨を記載した <u>代表者の誓約書及び免許申請書第1面の写し</u>
4	登録移転手数料	※下記【登録移転手数料・交付申請手数料について】参照。

● 現在、主任者証の交付を受けている方で、残存期間を有効期間とする主任者証の交付申請を希望する方は、以下の書類も必要です。

No.	必要な書類	備考
1	取引主任者証交付申請書 2部	HP届出様式集B-7
2	顔写真 2枚	上記必要書類No.2と同一のもの（1枚は交付申請書に貼付）
3	交付申請手数料	※下記【登録移転手数料・交付申請手数料について】参照。

【登録移転手数料・交付申請手数料について】

☆ 他都道府県から埼玉県に転入する場合

- ・ 登録移転手数料：埼玉県収入証紙 8,000円（申請書に貼付）
- ・ 主任者証交付申請手数料：埼玉県収入証紙 4,500円（申請書に貼付）
- ※ 埼玉県証紙は、県庁第二庁舎地下一階売店、宅建協会、県内の市町村役場等でお買い求めできます。

☆ 埼玉県から他都道府県へ転出する場合

移転先の都道府県の指定の方法により納入してください。

【登録移転申請先】

☆ 他都道府県から埼玉県に転入する場合

現在登録している都道府県です。提出方法は、現在登録している都道府県にお尋ねください。

☆ 埼玉県から他都道府県へ転出する場合

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048-830-5492

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会
〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 TEL 048-811-1830

(公社) 全日本不動産協会 埼玉県本部
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-4 TEL 048-866-5225

3. 登録移転申請書作成について(記入例等)

① 申請者欄

- 副本には証紙等の貼付は不要です。但し、正本・副本ともに必ず押印してください。(認め印可。)
- 外国籍の方は通称名で記入してください。

【記入例：千葉県登録の主任者が埼玉県に転入する場合】

様式第六号の二(第十四条の五関係)

登録移転申請書

登録移転先の証紙等を貼付
注:登録移転先の都道府県に確認してください。

顔写真貼付

宅地建物取引業法第19条第2項の規定により、登録の移転を申請します。

登録移転先の知事名記入

埼玉県 知事 殿

平成17年 1月12日

申請日を記入してください。

郵便番号 (330 - 9301)

申請者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-1

氏 名 埼玉 太郎



外国籍の方は通称名を記入してください。

移転前の都道府県知事の受付番号

※ 記入不要

移転前の都道府県知事の受付年月日

※ 記入不要

主任者証の中段に記載されています。

移転前の登録番号

1 2 9 8 7 6 5 4 -

移転後の都道府県知事

移転後の都道府県知事の受付番号

※ 記入不要

移転後の都道府県知事の受付年月日

※ 記入不要

移転後の登録番号

※ - 記入不要 -

免許権者のコードを記入してください。現在登録している都道府県に確認してください。
(例 埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14)

② 申請者に関する事項

項番

◎申請者に関する事項

元号(明治:M 大正:T 昭和:S 平成:H)を記入してください。

11

フリガナ	サイタマ タロウ	姓と名の間は少し空けてください。 外国籍の方は通称名を記入してください。
氏 名	埼玉 太郎	
生年月日	S - 33 年 3 月 3 日 性別 1 1.男 2.女	
郵便番号	3 3 0 - 9 3 0 1	
住所市区町村コード	1 1 1 0 7 埼玉県 さいたま 市 浦和 区 高砂 3 - 1 4 - 1	県・市・区等該当する箇所に「○」をつけてください。
住 所	高砂 3 - 1 4 - 1	
電話番号	0 4 8 - 8 3 0 - 5 4 9 2	
本籍市区町村コード	1 1 1 0 7 埼玉県 さいたま 市 浦和 区 高砂 3 - 1 4 - 1	
本 籍	高砂 三丁目 1 4 番 地	

■ 住所欄・本籍欄の記入について

【住所欄の記入：埼玉県川口市〇〇1丁目1番1号の場合】

住所市区町村コードの右隣に「埼玉県 川口市(区町村欄は空欄)」を記入し、所在地欄に1マス1字で「〇〇1-1-1」と左詰めで記入します。なお、大字は省略して、丁目、番地は「- (ハイフン)」で区切ってください。

【本籍欄の記入：埼玉県戸田市〇〇一丁目一番地の場合】

本籍市区町村コードの右隣に「埼玉県 戸田市(区町村欄は空欄)」を記入し、所在地欄に1マス1字で「〇〇一丁目一番地」と左詰めで記入します。
(「- (ハイフン)」で区切らないでください。)

■ 住所市区町村コード・本籍市区町村コードについて

市区町村コードについては下記ホームページをご参照ください。なお、ホームページのコードは6桁の数字で表示されていますが、記入に際しては左から5桁の数字を記入してください。
地方公共団体コード住所一覧 <http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/1,0,14.html>

③ 移転に関する事項等

12

◎移転前に関する事項

移転前の都道府県知事	1	2	移転の理由	転讓のため
------------	---	---	-------	-------

◎移転後において業務に従事し又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ウラノ不動産																		
--------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

免許証番号	1	1	(9)	5	6	7	8	9	0
-------	---	---	-----	---	---	---	---	---	---

免許権者のコードを記入してください。(例 埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14 国土交通大臣:00)

注：申請者に登録移転申請関係で連絡する場合がありますので、

余白に日中連絡がとれる電話番号（会社・携帯電話等）を記入してください。

再交付・法定講習・他県受講について

1. 再交付申請について

取引主任者証を**亡失、滅失、汚損、破損**した場合は、取引主任者証の再交付申請をすることができます。

1) 主任者証の有効期間が満了してしまった方

単に主任者証の有効期間が満了してしまった方は、法定講習を受講すれば、新しい主任者証の交付を受けられます。ただし、以下の内容にご注意ください。

- 亡失等により、有効期間が満了した**主任者証を返納できない場合は、紛失届の提出が必要です。**
- 法定講習受講に際して、**氏名・住所・本籍・勤務先に変更があり変更登録申請をしていない場合は、あらかじめ変更登録申請が必要です。**8ページ「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請」を参照してください。

2) 有効期間内の主任者証の亡失等により再交付を希望する方

- 再交付申請と主任者証の受取には原則として、**申請者本人が受付窓口までおいでいただく必要があります。**
- 再交付申請を受け付けてから主任者証が出来上がるまで、原則として**約10日**かかります。ただし、県庁建築安全課窓口にて直接手続をされる方は、即日交付（埼玉県へ午後3時までに**提出した場合のみ**）が**可能**です。交付には1時間程度お時間を頂きます。
- 主任者証を亡失した場合には、警察署へ遺失物届出をするようにしてください。
- 主任者証の有効期間が残り6ヶ月未満の方は、法定講習を受講して主任者証を更新することもできます。再交付によらず主任者証の更新を希望される方は、上記「1）主任者証の有効期間が満了してしまった方」に進じて手続を行ってください。

No.	必要な書類	備考
1	取引主任者再交付申請書 2部	HP届出様式集B-7
2	顔写真 1枚	無帽・正面・上半身・無背景の縦3cm×横2.4cmのカラー写真（6ヶ月以内の撮影）
3	埼玉県収入証紙 4,500円	県庁、宅建協会等でお買い求めいただけます。（申請書正本裏面に貼付。）
4	汚損、破損の場合は、当該主任者証	原本を返納してください。（亡失の場合は不要。）
5	運転免許証等の本人確認ができるもの	受付窓口で提示してください。

2. 法定講習について

1) 法定講習とは

取引主任者証の更新・交付を受けるには、あらかじめ宅建業法第22条の2第2項及び施行規則第14条の17で定められた講習を受講する必要があります。

受講が必要な方は、以下のとおりです。

- ① 主任者証の更新を希望する方（有効期間の満了6ヶ月前から受講できます）
- ② 主任者証の**有効期間満了後**、新たに主任者証の交付申請を希望する方
- ③ 宅建試験に合格してから主任者証の交付を受けずに**1年以上経過**した後、交付を希望する方

※ なお、主任者証の有効期間が満了した場合、取引主任者としての仕事はできませんが、**主任者の登録自体が無効になることはありません。**

2) 法定講習にかかる注意事項

- 法定講習は原則として登録している都道府県が指定した実施団体でしか受けられませんが、埼玉県では条件を満たせば他県での法定講習受講を認めています。他県受講の際に必要な手続き等は16ページ「他の都道府県での法定講習受講申請について」を参照してください。
- 氏名・住所・本籍・勤務先に変更があり、変更登録申請をしていない方は、法定講習を申し込む前にあらかじめ変更登録申請をしてください。変更登録申請の詳細については、8ページ「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請」を参照してください。

3) 法定講習の受講申込み

- 有効期間の残っている主任者証をお持ちの方は、有効期間の満了する6ヶ月前から受講できます。
- 埼玉県の法定講習の具体的な日程については、建築安全課ホームページ「宅地建物取引主任者法定講習会日程表」を参照してください。
- 法定講習の受講申込み先は下記のとおりです。必要書類等は、法定講習の実施団体に直接お問い合わせください。

▼埼玉県指定法定講習実施団体の問い合わせ先

- ・（公社）埼玉県宅地建物取引業協会 電話番号：048-811-1830
- ・（公社）全日本不動産協会 埼玉県本部 電話番号：048-866-5225
- ・（公社）全日本不動産協会 東京都本部 電話番号：03-3262-5082
- ・ 宅建法定講習センター 電話番号：03-3261-9071
- ・（一社）全国住宅産業協会 電話番号：03-3511-0611

3. 他の都道府県での法定講習受講申請について

1) 他県受講申請とは

埼玉県以外にお住まいである等の理由により、**他の都道府県で実施する法定講習受講を希望される方**に
していただく手続きです。

2) 他県受講申請の流れと必要な書類

まず、講習受講を希望される都道府県又は講習実施団体に、埼玉県登録の取引主任者の講習受講が可能かどうかを確認してください。（受講を認めていない自治体・団体があります。）

※ 受講が認められない場合は、以下のいずれかとなります。

- ① 近隣の都道府県又は講習実施団体に講習受講が可能かどうか確認してください。受講できない場合には、ご面倒でも埼玉県指定の法定講習を受講していただくこととなります。
- ② 現在宅建業に従事している方は、多少日数はかかりますが、従事している事務所のある都道府県に登録移転をしてから、移転先の都道府県で法定講習を受講することが可能です。登録移転については、12ページ「宅地建物取引主任者登録移転申請」を参照してください。

《受講可能な場合》

1

埼玉県に「宅地建物取引主任者に対する講習会受講承認申請書」を提出(郵送)する。

No.	必要書類
1	宅地建物取引主任者に対する講習会受講申請書（HP届出様式集B-13） 2部
2	返信用封筒（定型サイズ・宛先明記・80円切手貼付）
【申請先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当	

注：登録事項（氏名・住所・本籍・従事先）に変更がある場合は、あわせて変更登録申請もしてください。変更登録申請については、8ページ「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請」を参照してください。

2

埼玉県から「講習受講承諾(証明)書」が返送される。

注：講習申込みの際に、この承諾(証明)書の原本が必要です。

3

実施団体に法定講習の受講を申込む。

注：必要書類については、法定講習実施団体に直接お問い合わせください。

4

法定講習受講

→ 講習受講証明書又は主催者所定の受講証明書を
受け取る。

5

埼玉県に「宅地建物取引主任者証交付申請書」を提出(郵送)する。

郵送に際しては、簡易書留郵便又は現金書留（下記5参照）で送付してください。

※ 必要書類は、通常の主任者証交付申請とは若干異なります。

No.	必要書類
1	宅地建物取引主任者証交付申請書（HP届出様式集B-8） 1部
2	講習受講証明書又は主催者所定の受講証明書
3	返信用封筒（定型サイズ・簡易書留郵便用 380円切手貼付・自宅住所明記）
4	従前の主任者証 注：持っていない方は、運転免許証・パスポート等の顔写真がついている身分を証明するものの写しが必要です。 （顔が判明できるようにコピーしてください。）
5	交付申請手数料 4,500円（現金書留又は定額小為替）
6	顔写真 2枚・・・うち1枚は申請書に貼付（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽・正面・上半身・無背景の縦3cm×横2.4cmのカラー写真）

【申請先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当

6

埼玉県から主任者証が送付される。

注：主任者証の作成・発行には、交付申請書が県に届いてから10日ほどかかります。

宅地建物取引主任者死亡等届出

1. 死亡等届出について

1) 届出事由

死亡等届出とは、宅地建物取引主任者の資格登録をされている方が下記の事由に該当することとなった場合にする届出です。

- ・ 死亡
- ・ 成年被後見人、又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 不正免許取消（※注1）
- ・ 不正免許取消処分日までの廃業等
- ・ 禁錮以上の刑（執行猶予を含む）
- ・ 宅建業法等違反による罰金

注1：免許を取り消された業者が法人である場合は、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の前60日以内にその法人の役員であった者も該当する。

2) 届出期間・届出先

届出期間は、事由により異なります。

- ・ 届出事由が「死亡」の場合……事実を知った日から**30日**以内
- ・ 届出事由が「死亡」以外の場合……事由が生じた日から**30日**以内

【届出先】

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048-830-5492

2. 死亡等届出に必要な書類

■ 下記の事由によらず「申請による消除」（宅建業法第22条第1号）に基づき登録を消除することも可能です。詳細については、当課宅建業免許担当までご連絡ください。

No.	共通必要書類
1	宅地建物取引主任者死亡等届出書 1部
2	主任者証
3	届出者の 運転免許証等 本人確認ができるもの (郵送の場合は 顔が判明 できるようにコピーしてください。)
4	届出者の印鑑（来庁して手続きする場合のみ。届出書に押印してください。)

※ 共通必要書類以外にも、**事由によって必要になる書類があります。**

事由	共通書類以外に必要なもの	届出者
死亡	死亡した方の 戸籍謄本 又は 除籍謄本	相続人
成年被後見人、被保佐人	登記事項の証明書	後見人又は保佐人
破産者で復権を得ないもの	裁判所の破産手続開始の決定書(写し)	本人
不正免許取消		
不正免許取消処分日までの廃業等		
禁錮以上の刑（執行猶予を含む） 宅建業法等違反による罰金	裁判所の判決書等(写し)	

3. 死亡等届出書作成について（記入例等）

① 届出者欄

様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

宅地建物取引主任者死亡等届出書

申請日を記入してください。

宅地建物取引主任者について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

平成18年 8月 8日

埼玉県知事 殿

届出者 住所 さいたま市浦和区高砂3-13-1
氏名 浦和 一郎

押印

記入不要です。

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

※

※

1 1

0 1 2 3 4 5

主任者証の中段に記載されています。

② 届出人の関係・届出の理由

【記入例：事由8に該当する場合】

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係	1. 相続人 ②. 本人 3. 後见人 4. 保佐人
届 出 の 理 由	1. 死亡
	2. 法第18条第1項第1号
	3. 法第18条第1項第2号
	4. 法第18条第1項第3号
	5. 法第18条第1項第4号
	6. 法第18条第1項第4号の2
	7. 法第18条第1項第4号の3
	⑧. 法第18条第1項第5号
	9. 法第18条第1項第5号の2

■ 届出の理由については、下記のとおりです。

1. 死亡
2. 法第18条第1項第1号…成年者と同一の行為能力を有さない未成年者
3. 法第18条第1項第2号…成年被後见人又は被保佐人
4. 法第18条第1項第3号…破産者で復権を得ないもの
5. 法第18条第1項第4号…不正免許取消処分
6. 法第18条第1項第4号の2…不正免許取消処分日までの廃業
7. 法第18条第1項第4号の3…不正免許取消処分日までの合併・解散
8. 法第18条第1項第5号…禁錮以上の刑を受けて5年経過しないもの、執行猶予期間中のもの
9. 法第18条第1項第5号の2…宅建業法等（傷害・暴行等）の違反による罰金刑を受け5年を経過しないもの

③主任者登録を受けている者に関する欄

【記入例：浦和一郎さんの場合】

姓と名の間は少し空けてください。

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名	浦 和 一 郎	性 別	①. 男 2. 女
生 年 月 日	昭和 43年 4月 12日		
登 録 年 月 日	平成 12年 6月 10日		
本 籍	さいたま市浦和区高砂3丁目13番地		
住 所	さいたま市浦和区高砂3丁目13番地2-13-1		
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	浦和土地建物株式会社	
	免許証番号	国土交通大臣 埼玉県 知事（9）第987654号	
届 出 事 由 の 生 じ た 日	平成 18年 7月 1日		

現在の本籍・住所を記入してください。

都道府県知事免許の場合は、「国土交通大臣」の表記

■ 届出事由の生じた日については、下記のとおりです。

- ・ 死亡…死亡した日
- ・ 成年被後见人、又は被保佐人…登記事項の証明書に記載されている日
- ・ 破産者で復権を得ないもの…破産した日
- ・ 不正免許取消…不正免許取消処分を受けた日
- ・ 不正免許取消処分日までの廃業等…廃業する日
- ・ 禁錮以上の刑…刑が確定した日
- ・ 宅建業法等違反による罰金…罰金刑が確定した日

※「埼玉県の市区町村コード」「東京都の市区町村コード」「免許権者・登録権者コード」の一覧

■「埼玉県の市区町村コード」

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
さいたま市		11214	春日部市	11238	蓮田市	11363	長瀨町
11101	さいたま市西区	11215	狭山市	11239	坂戸市	11365	小鹿野町
11102	さいたま市北区	11216	羽生市	11240	幸手市	11369	東秩父村
11103	さいたま市大宮区	11217	鴻巣市	11241	鶴ヶ島市	11381	美里町
11104	さいたま市見沼区	11218	深谷市	11242	日高市	11383	神川町
11105	さいたま市中央区	11219	上尾市	11243	吉川市	11385	上里町
11106	さいたま市桜区	11221	草加市	11245	ふじみ野市	11408	寄居町
11107	さいたま市浦和区	11222	越谷市	11246	白岡市	11442	宮代町
11108	さいたま市南区	11223	蕨市	11301	伊奈町	11464	杉戸町
11109	さいたま市緑区	11224	戸田市	11324	三芳町	11465	松伏町
11110	さいたま市岩槻区	11225	入間市	11326	毛呂山町	平成25年9月1日現在	
11201	川越市	11227	朝霞市	11327	越生町		
11202	熊谷市	11228	志木市	11341	滑川町		
11203	川口市	11229	和光市	11342	嵐山町		
11206	行田市	11230	新座市	11343	小川町		
11207	秩父市	11231	桶川市	11346	川島町		
11208	所沢市	11232	久喜市	11347	吉見町		
11209	飯能市	11233	北本市	11348	鳩山町		
11210	加須市	11234	八潮市	11349	ときがわ町		
11211	本庄市	11235	富士見市	11361	横瀬町		
11212	東松山市	11237	三郷市	11362	皆野町		

■「東京都の市区町村コード」

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
13101	千代田区	13117	北区	13210	小金井市	13229	西東京市
13102	中央区	13118	荒川区	13211	小平市	13303	瑞穂町
13103	港区	13119	板橋区	13212	日野市	13305	日の出町
13104	新宿区	13120	練馬区	13213	東村山市	13307	檜原村
13105	文京区	13121	足立区	13214	国分寺市	13308	奥多摩町
13106	台東区	13122	葛飾区	13215	国立市	13361	大島町
13107	墨田区	13123	江戸川区	13218	福生市	13362	利島村
13108	江東区	13201	八王子市	13219	狛江市	13363	新島村
13109	品川区	13202	立川市	13220	東大和市	13364	神津島村
13110	目黒区	13203	武蔵野市	13221	清瀬市	13381	三宅村
13111	大田区	13204	三鷹市	13222	東久留米市	13382	御蔵島村
13112	世田谷区	13205	青梅市	13223	武蔵村山市	13401	八丈町
13113	渋谷区	13206	府中市	13224	多摩市	13402	青ヶ島村
13114	中野区	13207	昭島市	13225	稲城市	13421	小笠原村
13115	杉並区	13208	調布市	13227	羽村市	平成25年9月1日現在	
13116	豊島区	13209	町田市	13228	あきる野市		

■「免許権者・登録権者コード」

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（網走）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

宅地建物取引主任者関係における電子申請（ID/PW方式）の対応

埼玉県では、平成19年5月1日より宅地建物取引主任者関係では次の手続きで電子申請（ID/PW方式）を受けています。通常の申請と異なりますので各手続きのHP案内をよくご確認のうえ申請を行ってください。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| (1) 宅地建物取引主任者資格登録申請 | (5) 宅地建物取引主任者証交付申請（合格後1年以内） |
| (2) 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請 | (6) 宅地建物取引主任者資格試験合格証明交付申請 |
| (3) 宅地建物取引主任者証再交付申請 | (7) 宅地建物取引主任者に対する講習会受講承認申請 |
| (4) 宅地建物取引主任者紛失届出 | |

■ 通常の申請と異なる点

- 電子申請画面で直接入力を行う手続きと、Wordファイルを添付する手続きがあります。そのうち、**電子申請に添付するWordファイルについては押印が不要**になります。
ただし、申請者以外の方の押印が必要な書類（例；登録申請における実務経験証明書）は、押印いただいたうえで別途郵送していただきます。
- 住民票、戸籍抄本、身分証明書、登記されていないことの証明書等、公的証明書は必ず別途郵送してください。（他にも郵送が必要な書類があります。）
- 手数料は、インターネットバンキング・ATM等（pay-easy）か窓口での納付となります。
pay-easyを利用して納付した場合、領収書は発行されませんのでご注意ください。
詳しくは埼玉県HP 申請・届出サービス「電子申請とは」をご覧ください。

■ 電子申請の手順

手順 1. 申請書の作成

各々の申請案内HPから、必要な申請書等のWordファイルをダウンロード保存し、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。（手順2の際に添付します。）なお、電子申請画面で直接入力を行い、Wordファイルの添付を要さない手続きもあります。

手順 2. 申請書等の添付及び電子申請（仮登録・本登録）

各電子申請のページ（各々の申請案内HPの末尾にリンクが設定されています。）で、画面右下の「申請・届出」をクリックしてください。

「基本情報入力欄」ページ……申請者情報等必要事項を入力してください。

「添付書類」ページ……「添付ファイル」のボタンをクリックした後、下部に表示されたウインドウの「追加」をクリックして、「添付するファイル」に**手順1で作成したWordファイル**を添付してください。

注：別途郵送を必要とする書類等がある場合は、手順3を必ず行ってください。

入力内容・添付書類を確認し、間違いがなければ右下の「入力内容確認」をクリックして**仮登録申請**を行ってください。**仮登録申請完了後**、「基本情報入力欄」ページで入力したメールアドレスに確認メールが届きますので、案内に従って**本登録**を行ってください。

手順 3. 必要書類の送付

本登録完了後、別途郵送が必要な書類等を、**整理番号を付した封筒**に以下の必要書類を入れて下記の送付先に郵送してください。

なお、別途郵送を必要とする書類等をスキャナーで読み込んで添付された方については別送書類が到達する前に審査を開始しますが、**必ず必要書類を郵送**してください。

【送付先】 埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048-830-5492

手順 4. 審査及び補正指示等

手順3の書類が届き次第審査を開始します。手数料の納付を要さない届出等は手順4で終了し、手順6に進みます。

審査途中で不足書類等補正の必要が生じたときには電子申請システム上で**補正要求**を行います。申請の際に「基本情報入力欄」ページで入力したメールアドレスの受信チェックを適度に行い、補正要求があった場合には指示に従って補正を行ってください。

手順 5. 手数料の納付

手数料の納付を要する申請については、後日メールで**納付時期**を通知しますので、電子申請システム上で納付情報を確認し、インターネットバンキング・ATM等で**手数料納付**を行ってください。

納付の方法については埼玉県HP 申請・届出サービス「電子申請とは」をご覧ください。

手順 6. 完了の確認

すべての審査が完了した後、県庁より通知等の発送を行います。